

【移動支援】 地域生活支援サービスの申請・ 利用形態に関する Q&A

令和4年4月1日版

| | |
|--------|---------|
| 制度について | Q 1～16 |
| 移動介護 | Q 17～19 |
| 通学通所 | Q 20～22 |
| 車両関係 | Q 23～27 |

【制 度】

Q 1：移動支援とはどのようなサービスですか。

A：屋外での移動が困難な障害児者が社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動などの社会参加のための外出及び通学通所の支援を行うものです。
利用方法によって「移動介護」と「通学通所支援」に分かれます。

Q 2：船橋市どのような方法で利用ができますか。

A：徒歩又は公共交通機関による移動の支援を行います。

Q 3：移動介護と通学通所支援がありますがどのような違いがありますか。

A：移動支援には移動介護と通学通所支援があります。
移動介護は主に社会活動上必要不可欠な外出や社会参加のための外出に利用する場合に支給決定を行います。
ただし、長期かつ継続的な外出支援は認められておりませんが、船橋市の場合は要件に該当する場合のみ通学通所においては認めております。
利用できる内容は一覧のとおりです。

《利用できる内容》

| | | |
|-------------------|-----------------------|--|
| 移動 介 護 | 社会生活上 必要不可欠 な外出 | ア 家族の学校行事（入学式、卒業式、保護者懇談会、運動会、PTA活動 等） |
| | | イ 金融機関、官公庁等への訪問 |
| | | ウ 日常生活上必要な買い物（商店、スーパー等） |
| | | エ 理容、美容等のための外出（理容院、美容院等） |
| | | オ その他アからエまでに準ずる外出 |
| | 社会参加の ための外出 | ア 就職又は就学のための活動 |
| | | イ 冠婚葬祭 |
| | | ウ 余暇活動、スポーツ活動又は文化活動（公園、イベント参加、映画館、美術館、各種講座、各種行事、研修会、ショッピング等） |
| | | エ 初詣、墓参り等社会的慣習 |
| | | オ ボランティア活動 |
| カ その他アからオまでに準ずる外出 | | |
| 通 学 通 所 | 通 学 | ア 特別支援学校への通学（登校及び下校） |
| | | イ 学区外の特別支援学級への通学（知的障害学級又は自閉症若しくは情緒障害学級に限る。） |
| | | ウ その他ア及びイに準ずる通学 |

| | |
|-----|---|
| 通 所 | ア 日中活動系サービス事業所への通所（生活介護、自立訓練（機能訓練又は生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型又は地域活動支援センター） |
| | イ 放課後等デイサービス事業所への通所 |
| | ウ 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所への通所 |
| | エ 障害者等日中一時支援事業所への通所 |
| | オ その他アからエまでに準ずる通所 |

Q 4：通学通所支援の対象となる外出の種類に規定されている「特別支援学校への通学（登校及び下校）」、「学区外の特別支援学級への通学（知的障害学級又は自閉症若しくは情緒障害学級に限る）」に準ずる通学とはどのような事例がありますか。

A：盲学校が挙げられます。盲学校は視覚に障害がある方が通うので、移動支援の基本的な要件を満たし、通学という枠にも含まれます。

Q 5：移動支援の対象とならないものはありますか。

A：次のものが対象外となります。

- ア. 通勤及び営業活動などの経済活動を目的とした外出
- イ. 学校内における教育活動又はこれに準ずるものを目的とした外出（Q21 参照）
- ウ. 病院内での支援（ただし Q15 に該当する場合を除く）
- エ. 通年かつ継続的な外出（通学通所を除く）
- オ. 社会通念上公費で賄うことが適当ではないと認められるもの

Q 6：移動支援利用中に受けられる支援はありますか。

A：移動支援中に付随する業務として以下のものを想定しています。

| | |
|---------|--|
| ①情報の伝達 | ア. 身体障害児又は身体障害者には、メモ、聞き取り、伝言、代筆等を行う。 |
| | イ. 知的障害児 若しくは知的 障害者又は精神障害児若しくは精神障害者には、行き先の指示、案内等を行う。 |
| | ウ. その他必要に応じて情報伝達行為を行う。 |
| ②代行行為 | ア. 金銭の授受及び権利義務に関する事実行為を本人の指示とおりに代行する。ただし、その際には、第三者のいるところで本人の確認を受けて行うこととする。 |
| | イ. その他の代行行為は、特に依頼された場合に行う。 |
| ③身体介助 | 移動、食事、着脱衣、排泄等の身体介助を必要な場合に行う。 |
| ④行動障害介助 | 突発的な飛び出しなどの行動障害に対する支援を必要な場合に行う。 |

Q 7 : 利用できる時間は何時間ですか。

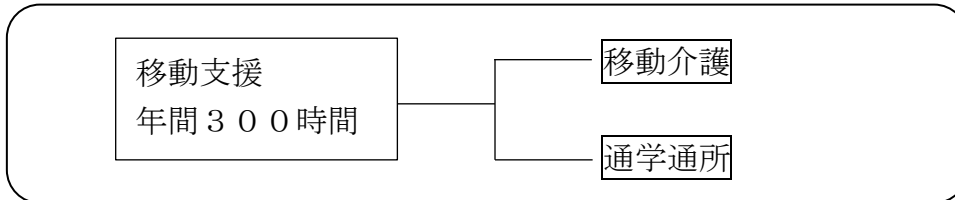
A : 1年に利用できる時間数を最大300時間としています。

通学通所支援を利用している方は、移動介護も利用することができますが、年間合計時間は300時間となります。

利用時間の管理は利用者自身で行ってください。

支給量を超えた場合は自費となりますので、計画的にご利用ください。

下の図を参考にしてください。



Q 8 : 二人介護はどのような場合に認められますか。

A : 二人の従業者による支援に対して利用者の同意があり、下記①～③のいずれかの理由に該当する場合は、二人介護を認めています。

①利用者の身体的理由により1名のサービス提供者による従業者による介護が困難と認められる場合

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③その他障害者等の状況から判断して、二人介護が認められる事由が存在し、これを市が認める場合

なお、上記要件については、法定サービスである【障害福祉サービス】(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)における、二人の従業者による支援を行う際の要件に準じています。

Q 9 : 最低何分は利用しなければならないという制限はありますか。

A : 移動支援では、20分以上の利用が必要です。20分未満の利用とならないように注意してください。なお、利用者が体調不良等の理由で帰宅してしまった場合等については、この限りではありません。

通学通所支援については、制限はありません。

Q 10 : 長期の利用とはどのくらいの期間を指しますか。

A : 同一理由又は同一目的の外出であって、4ヶ月以上継続して行われるものとしています。

Q11：利用者の状況や年齢によって、利用できるサービスに制限がかかりますか。

また、障害福祉サービスの重度訪問介護・同行援護・行動援護（以下「障害福祉サービス」という）や介護保険制度との関係性はどのようになりますか。

A：以下の場合については、「障害者等移動支援事業」と他のサービスとの間で利用に関する制限（優先順位）が存在します。

(1) 「障害者等移動支援事業」と障害福祉サービスの関係

→原則障害福祉サービスの利用が優先となります。ただし、次の①～③の場合は、移動支援の支給決定が可能となります。

①不定期な通院（突発的なもの）であること。

②障害福祉サービスを行う事業所が見つからず、実質の利用が本事業のみに限られること。

③通学や通所のために利用する場合

(2) 「障害者等移動支援事業」と「介護保険制度」の関係

→「介護保険制度」で本事業と同様の支援が見込める支援があることから、原則「介護保険制度」の利用が優先となります。ただし、ケアマネージャー等からの聞き取りにより、「介護保険制度」では適用できない理由があれば、本事業の利用を認める場合もあります。

Q12：事業所→病院（定期）→自宅、という利用は認められますか。

A：認められません。

長期にわたり継続的に行われる外出（通学通所支援の対象となる外出を除く）については、本事業の対象外としています。（長期の考え方についてはQ10参照）

このような利用をご希望される場合は【障害福祉サービス】の「居宅介護（通院等介助）」もしくは「同行援護」による利用を行ってください。

なお、介護保険利用者については、介護保険制度をご利用ください。

Q13：事業所→病院（緊急）→自宅、という利用は認められますか。

A：この場合は突発的な利用として認めています。

なお、介護保険利用者については、介護保険制度をご利用ください。

Q14：移動支援で一時的な通学通所支援（通学通所の一時利用）の利用が認められているが、一時利用とはどれくらいの期間ですか。

A：移動支援で一時的な利用を行う場合は、3か月間のみ利用を認めています。なお、保護者の急病等により、3か月を超える場合は市にご相談ください。

Q15：病院内での利用は認められますか。

A：病院内における介助は、原則病院従事者が行うものなので、認められません。
ただし、病院従事者が介助を行えない場合は、この限りではありません。

Q16：障害福祉サービスの支給量を使い切ってしまった場合は利用できますか。

A：原則は可能です。

ただし、利用者が受給する障害福祉サービス（同行援護、行動援護、重度訪問介護）の支給決定量が「船橋市障害福祉サービス支給決定基準」で定める支給量の上限に達しておらず、支給量を増やすことができる場合はそちらを優先してください。

【移動介護】

Q17：習い事・稽古先への送迎利用はできますか。

A：週一回程度の利用であれば認めます。

本来であれば通年かつ長期の利用に該当しますが、社会参加の一環であることを考慮し、認めるものとしています。ただし、習い事・稽古先への送迎は保護者が行うことが基本となるため、実際の利用については市に相談を行ってからにしてください。

Q18：通学通所支援の支給決定がない利用者が、例えば通所施設の帰りにスーパーに寄るなどの余暇活動をしてから自宅に帰りたいとの希望があった場合は利用できますか。

A：利用することができます。

ただし、自宅以外の場所を支援の始点または終点とする場合は、利用者と事業所との間で良く調整を行ってください。

Q19：日中一時支援事業所から外に出て移動支援の余暇活動を利用し、もう一度日中一時支援事業所に戻ってもいいですか。

A：日中一時支援事業所から外に出て移動支援を行うことは「余暇活動」としての支援となり、実績は「余暇活動」となります。

利用につきましては利用者と日中一時支援事業所と調整のうえ、日中一時支援の時間と被らないようにしてください。

【通学通所】

Q20：通学通所支援を受給するための条件はありますか。

A：保護者等が次のアから オ までに掲げるいずれかの事由に該当し、付添いが得られない場合又は他の送迎手段がない場合は受給できます。

ア．入院若しくは 通院、出産

イ．就労、出張又は転勤

ウ．被災

エ．兄弟姉妹が就学するまでの育児、又は 親族の介護

オ．保護者自身の障害、又は高齢に伴う身体機能の低下

Q21：学校内での移動または通級指導教室に通うための利用はできますか。

A：できません。

教育部門での対応が行われるべきとの観点から、本事業での支援の対象外となります。

Q22：保育園・幼稚園への送迎利用はできますか。

A：保育園・幼稚園への送迎は、Q 3 に示した通学通所支援の利用対象としていないため、利用できません

【車両関係】

Q23：車両による移動支援を行えますか。

A：原則行えません。

行う場合は、次の①②の条件を満たす必要となります。

①事業所が道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）を受けた車両を保持し、且つ、その車両を二種免許を所持する者が運転する。

②利用者を支援するヘルパーが同乗して体位保持や安全確保のための支援等を行う（ただの付き添いは不可）。

※道路運送法上の認可につきましてはお近くの運輸局にお問い合わせください。

※運賃等の実費が発生することがありますので詳しくは事業所にお問い合わせください。

Q24：ヘルパーが自ら運転する車両で支援する場合、運転中の時間は算定できますか。

A：ヘルパーの運転中は支援を行っていないため算定できません。

ただし、乗車前及び降車後に移動支援を行った場合は、その時間のみ算定できます。

例：11：00～14：00 の 3 時間のうちヘルパーが運転する車での移動が 30 分あった。

⇒移動支援としてのサービスは 2 時間 30 分となります。

また、道路運送法の認可を受けていることが前提となります。（Q23 参照）

Q25：家族、友人、ボランティア等の車にヘルパーが同乗して支援を行うことはできますか。

A：支援をすることはできます。

ただし、同乗する場合には、事故等の対応について事前に利用者と事業所で話し合いを行ってください。

Q26：日中一時支援の送迎車両に、移動支援のヘルパーを同乗させた場合、移動支援として利用できますか。

A：利用者を支援するヘルパーが同乗した場合で行き先が自宅であり、且つ、利用者が通学通所の支給決定者であれば利用は可能です。

ただし日中一時支援の送迎加算との同時算定はできないため、利用にあたっては日中一時支援事業所とも調整を行ってください。

Q27：日中一時支援では車両による送迎ができるのに、移動支援でできないのはなぜですか。

A：日中一時支援は、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（令和2年3月31日付け自動車局旅客課長通知）で、「デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコストを利用者個々から収受しない場合にあっては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、自家輸送として道路運送法上の規制の対象とならない。送迎加算を受けて行う場合も同様である。」とあることから、道路運送法上の許可を受けることなく送迎ができます。

一方、同通知には「利用者から直接の負担を求めない場合であっても、訪問介護事業所が行う要介護者の運送（介護保険給付が適用される場合）については、有償に該当し、許可又は登録を要することとなる。」とあり、移動支援事業を行う事業所もこれに該当するため、道路運送法の許可を受けなければ送迎することはできません。